

令和元年度答申第65号
令和元年12月23日

諮問番号 令和元年度諮問第60号（令和元年11月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃金支払確保法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃金支払確保法施行令」という。）2条1項4号の規定に基づき、雇用されていた事業主について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、B労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）賃金支払確保法7条は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他

「政令で定める事由」に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わって弁済するものとする規定している。

- (2) 上記(1)の「政令で定める事由」については、賃金支払確保法施行令2条1項4号が、上記(1)の事業主(中小企業事業主であるものに限る。)が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として「厚生労働省令で定める状態」になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

そして、上記「厚生労働省令で定める状態」については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号。以下「賃金支払確保法施行規則」という。)8条が「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成21年10月26日、P社(以下「本件会社」という。)に雇用され、平成30年1月10日、本件会社を退職した。

(認定申請書、事業所別被保険者台帳照会)

- (2) 審査請求人は、平成30年3月6日、処分庁に対し、賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づき、本件会社について、中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請(本件申請)をした。

(認定申請書)

- (3) 処分庁は、平成30年7月6日付けで、審査請求人に対し、「現在も労働者を雇用している事実等があり事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

(不認定通知書)

- (4) 審査請求人は、平成30年9月19日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和元年11月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄

却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件会社には他社への補償問題があり、事業を継続することはできないと
思っているし、履歴事項全部証明書記載の本店の所在地を訪ねたが退去済み
であり、事業活動をしているようには見えなかったから、本件不認定処分の
取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件会社の事業活動の継続状況について判断するため、本件の資料から検
討する。

(1) 事業場の閉鎖の有無について

審査請求人は、本件会社の本店の所在地を訪ねたが退去済みであったと
主張している。しかし、平成30年6月12日の処分庁の調査では、本件
会社はD地にあるレンタルオフィスを管理運営する合同会社の一室に事業
場を移転させていたことを確認しており、事業場は閉鎖されていないと判
断できる。

(2) 労働者の使用について

上記(1)の処分庁の調査において、労働者Aが本件会社に在籍してお
り、労働者Aに聴取した結果、平成14年9月頃から当該調査の時点まで
継続して勤務していることが確認できている。

また、本件会社に係る事業場別被保険者台帳照会及び被保険者総合照会
によると、労働者Aの雇用保険の資格取得日は平成16年4月1日であり、
照会日の時点で資格喪失とはなっていないことが確認できる。

さらに、労働者Aの預金通帳によると、本件申請があった平成30年3
月6日以降も毎月月末前後に継続して代表者から賃金の支払いを受けてい
ることが確認できる。

(3) 取引先との取引継続の有無について

平成30年6月28日に処分庁が本件会社の代表者から聴取した結果の
聴取書によると、代表者が、本件会社の事業規模は縮小しているが、労働
者Aもまだ在籍しており、水素水プラントのリース等の事業活動が継続し
ているから、本件会社の事業活動を停止することは考えていないと述べて
いることが分かる。

また、水素水プラントのリース契約を行っている取引先からの取引状況

の回答によると、当該取引先は、本件会社との間に平成24年6月頃から回答の時点まで取引を継続していることが確認できる。

(4) 審査請求人は上記第1の3のとおり主張するが、上記(1)から(3)までのとおり、本件会社の事業活動は継続している証跡を確認することができ、事業活動が停止しているとはいえない。

2 以上によれば、本件会社の事業活動は継続していると判断することができ、貸金支払確保法7条の要件を満たさないから、これを理由として不認定処分をした処分庁の判断は妥当である。よって、本件審査請求は理由がないから棄却するのが妥当である。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年11月29日、審査庁から諮問を受け、同年12月10日、審査請求人から主張書面の提出を受け、同月13日及び同月20日の計2回、調査審議をした。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員は、弁明書（平成30年12月7日付け）の提出を受けた後、審査請求人から反論書が提出されずにその提出期限（平成31年2月24日）を徒過してから約9か月も経過した後の令和元年11月20日付けで審理員意見書を提出した。行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条では、国民の権利利益の救済のための不服申立て制度として、迅速な手続の下で不服申立てをすることができることが求められていることから、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方の改善を含め迅速な手続の確保について真摯に努力する必要がある。

上記の点以外では、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 貸金支払確保法7条及び貸金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づき、本件申請について認定を受けるためには、事業主について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、貸金支払能力がない状態になったことが必要となる。本件不認定処分は、本件会社の事業活動が停止したとは認められないことを不認定の理由としており、この点が争点となっている。

(2) 各項末尾掲記の資料によれば、本件会社の事業活動について、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は平成14年9月2日に設立され、缶入り水素水の製造・販売や水素水製造装置のレンタルを行っている。所在地は、履歴事項全部証明書上は、平成18年2月25日からはE地、平成24年10月17日からはF地であり、処分庁が実地調査を実施した平成30年6月12日の時点（以下、この実地調査を「本件調査」という。）では、D地の合同会社が運営するレンタルオフィス（以下「本件オフィス」という。）を本件会社の事業場として使用し、本件会社の労働者のQ（労働者A）が就労していた。

（履歴事項全部証明書、実地調査報告書、代表者の聴取書、取引先への取引状況照会に対する回答書）

イ 処分庁は、本件調査において、本件オフィスにおいて、本件会社の労働者A名義の書類用ロッカー及び郵便受け、労働者Aが業務を行うスペースを確認した。

（実地調査報告書添付の写真3枚）

ウ 処分庁は、本件調査において、労働者Aから就労状況（労働時間、業務内容等）等を聴取したところ、労働者Aは新規の取引先との契約締結等は行っていないが、既存顧客の窓口業務等を行っていること、本件会社の業務に関し、社会保険事務所（注：日本年金機構の年金事務所が正しい。以下この正しい名称を使う。）への滞納金の返済が完了し、現在差し押さえられているリース代が本件会社に入ってくるようになれば、多少業績は改善すること、現状は事業活動が完全に停止しているわけではないことを申し立てた。

（実地調査報告書、日本年金機構C年金事務所からの回答書）

エ 本件会社は、平成16年4月1日から順次労働者を雇用し、平成23年10月31日までは審査請求人を含む4名を雇用していたが、同日以降、順次労働者が退職し、審査請求人が退職した平成30年1月10日以降（本件不認定処分の時点を含む。）は、労働者A1名が在籍していた。

（事業所別被保険者台帳照会、被保険者総合照会）

オ 本件会社の代表取締役のR（代表者）は、平成30年6月28日、処分庁による聴取において、水素水の製造販売事業が立ち行かなくなった

ため、数年前から本件会社の資金繰りが苦しくなっていること、S社等からの水素水プラントのリース料金の収入があるが、社会保険料の滞納により、年金事務所にリース料金の差押えをされている状況であること、現在、本件会社には労働者Aが在籍していること、年金事務所の差押えが終われば、リース料金を審査請求人等への未払賃金に充てることができること、事業規模は縮小しているが、事業活動は継続しており、事業停止は考えていないことを申し立てた。

(実地調査報告書、代表者の聴取書、日本年金機構C年金事務所からの回答書)

オ S社は、平成30年4月12日付けで、処分庁の照会に対し、本件会社との取引を平成24年6月頃から開始し、現在も取引中であること、取引内容は、水素水プラントを借り、毎月の代金は、年金事務所による差押えがあるため、同事務所に振り込んでいること等を回答した。

(取引状況の回答)

(3) 上記(2)で認定した事実によれば、本件会社について、労働者Aが水素水プラントのリース業務に従事していること、他社との当該リース業務が継続していること及び代表者も事業継続の意思を明確にしていることが認められるから、本件会社が事業活動を停止している状態にあるということとはできない。

したがって、本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	佐	脇	敦
委	員	中	原	茂
				樹